

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部駒場ファカルティハウス利用内規

平成17年3月18日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部駒場ファカルティハウス規則（以下「規則」という。）第5条に基づき、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部駒場ファカルティハウス（以下「駒場ファカルティハウス」という。）の利用（食堂としての建物の部分を除く。以下本規則において同じ。）について、必要な事項を定める。

(管理責任者)

第2条 駒場ファカルティハウスに管理運営の責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。管理責任者は大学院総合文化研究科長をもって充てる。

(休業日)

第3条 駒場ファカルティハウスの休業日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 12月29日から翌年1月3日及びこの期間の前後に連なる休日。
- (2) 管理責任者が必要と認める日

(利用時間)

第4条 駒場ファカルティハウスの利用時間については別に定める。

(利用料金)

第5条 駒場ファカルティハウスの利用料金については別に定める。

(利用申込方法)

第6条 セミナー室、教養室（和室）及び宿泊室を利用しようとする場合は、利用申込書を管理責任者に提出し許可を受けなければならない。

(利用許可の取消等)

第7条 管理責任者は、利用者が次の事項に該当すると認められる行為を行った場合は、使用許可を取り消し又は利用を中止させることができる。

- (1) この規則に違反した場合。
- (2) 駒場ファカルティハウスの管理に重大な支障を与えた場合又は与えるおそれがある場合。
- (3) 利用願に虚偽の記載をした場合
- (4) その他、駒場ファカルティハウスの管理責任者が必要と認めた場合。

2 利用者に責任のある理由による取り消し、中止又は変更によって生じた損害については、管理責任者はその責任を負わない。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、次に掲げる事項及び別に定める利用心得を遵守しなければならない。

- (1) 火災、盗難等の事故防止につとめること。
- (2) 他の者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) 利用開始及び利用終了の際には、管理担当者にその旨を報告し、管理担当者の確認を受けなければならない。
- (4) 故意に設備等を滅失、損傷又は汚損してはならない。

(5) その他管理責任者及び管理担当者の指示に従わなければならない。

(原状回復)

第9条 利用者が、その責に帰する理由により、建物、備品等を毀損又は滅失したときは、これを原状に復さなければならない。ただし、原状回復が困難と認められる場合は、その損害を賠償するものとする。

(管理のための立入)

第10条 管理責任者から指示を受けた者は、次の各号に定める場合においては、宿泊室が使用中であっても随時立ち入ることができる。

- (1) 停電、ガス漏れ等設備が故障のとき。
- (2) 火災、地震等非常災害が発生したとき。
- (3) ガラスの破損等建物が毀損したとき。
- (4) 急病人等の措置のとき。
- (5) 利用者から立入の要請があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理責任者が管理上、特に必要と認めたとき。

(管理)

第11条 駒場ファカルティハウスの業務は、事務部研究支援室において処理する。

(補則)

第12条 この内規に定めるもののほか、駒場ファカルティハウスの利用に関し必要な事項は、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部駒場ファカルティハウス運営委員会の議を経て管理責任者が定める。

附 則

この規則は、平成17年3月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。